

13 切削試験 (1) NC旋盤加工特性評価試験	1件(10条件までごとに1件とする。)	2,300
(2) 3軸マシニングセンタ加工特性評価試験	〃	7,600

に改め、同表の化学等の項中

(5) その他の試験	〃	1,200円以下の範囲内で知事が定める額
------------	---	----------------------

を

(5) 成形性試験	〃	600
(6) その他の試験	〃	1,200円以下の範囲内で知事が定める額

に改め、同表の備考の16を同備考の17とし、同備考の6

から15までを同備考の7から16までとし、同備考の5の次に次のように加える。

6 機械金属の項の2の(8)のア及びイの試験における同一試料について1件を超える手数料の額は、その超える1件について、7,000円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

ものづくり振興課



長野県告示第291号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項、51条の14第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成30年4月2日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービス及び地域相談支援の種類
特定非営利活動法人ヒューマンネットながの	ヒューマンネットながの上田ステーション	上田市材木町1丁目9番15号小幡ビル2F	平成30年2月1日	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護
一般社団法人長野ダルク	磨	上田市蒼久保1523番地3	平成30年2月1日	就労継続支援B型
株式会社アストコ	エコミットあずみ野	安曇野市豊科5170-7	平成30年3月1日	就労継続支援B型
社会福祉法人こまくさ福祉会	就労継続支援B型事業所うぐいすの森	諏訪市沖田町四丁目2番1	平成30年3月1日	就労継続支援B型
一般社団法人おもちゃの木	グループホーム楽多	伊那市西春近2929-4	平成30年3月1日	共同生活援助
NPO法人アンダンテ	グループホーム リカバリー	松本市横田四丁目22番23	平成30年3月1日	共同生活援助
NPO法人アンダンテ	相談支援・生活支援事業所 Recovery	松本市横田4丁目22番23号	平成30年3月1日	一般相談支援
社会福祉法人松本市社会福祉協議会	社会福祉法人松本市社会福祉協議会北部ヘルパーステーション	松本市元町3-7-1	平成30年4月1日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
社会福祉法人縦の木福祉会	就労センター武石ふれあい	上田市下武石1255番地1	平成30年4月1日	就労継続支援B型
特定非営利活動法人北アルプスの風	がんばりやさん相談支援事業所	大町市大町2531-14	平成30年4月1日	一般相談支援

障がい者支援課

長野県告示第292号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項、51条の25第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年4月2日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害福祉サービスの種類
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター松本中央	松本市筑摩2丁目33番15号	平成30年2月28日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター松本波田	松本市波田1527番地8	平成30年2月28日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター塩尻ききょう	塩尻市大字大門65-11	平成30年2月28日	同行援護
株式会社アストコ	ブライトまつもと	松本市大字島立2346番地	平成30年2月28日	就労継続支援B型
アンダンテ合同会社	相談支援事業所Recovery	松本市横田4-22-23	平成30年3月1日	一般相談支援
佐久浅間農業協同組合	J A佐久浅間ヘルパーステーション	佐久市臼田785-6番地	平成30年3月31日	居宅介護 重度訪問介護
社会福祉法人佐久市社会福祉協議会	社協ヘルパーステーションうすだ	佐久市下越16番地5	平成30年3月31日	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター駒ヶ根	駒ヶ根市中央4番8号呉本ビル1F	平成30年3月31日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター高松通り	飯田市大門町93	平成30年3月31日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター鼎	飯田市鼎東鼎138-3嶋屋ビル2F	平成30年3月31日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター伊那	伊那市上新田2767-1	平成30年3月31日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター松本桐	松本市桐3-2-45山本ビル2F	平成30年3月31日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター松本寿	松本市寿北6丁目29番15号	平成30年3月31日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター安曇野光	安曇野市豊科田沢4599-1	平成30年3月31日	同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターおおまち	大町市大町1380-1	平成30年3月31日	同行援護
特定非営利活動法人エリスン	エリスンエステート	上田市上田原785番地5	平成30年3月31日	短期入所
社会福祉法人かりがね福祉会	希咲館	上田市真田町本原1491	平成30年3月31日	就労移行支援、就労継続支援B型
高水福祉会	棚田の里ほくずい	中野市大字中野1762-5	平成30年3月31日	一般相談支援

障がい者支援課

長野県告示第293号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成30年4月2日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
合同会社アーチ	そだちえ	松本市南原二丁目2番5-1号	平成30年2月1日	放課後等デイサービス
NPO法人キッズウィル	NPO法人キッズウィル 遊学舎	大町市大町2544-4	平成30年4月1日	児童発達支援
株式会社オープンハート	多機能型通所支援事業所 リーノ2	塩尻市大字広丘野村50-7 1階東	平成30年4月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
特定非営利活動法人おはな	特定非営利活動法人おはな	塩尻市広丘野村1617番地26	平成30年4月1日	児童発達支援
NPO法人キッズウィル	NPO法人キッズウィル たからばこ	大町市大町1123番地11	平成30年4月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
社会福祉法人小諸市社会福祉協議会	社協アスバラキッズ	小諸市与良町六丁目5番1号	平成30年4月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
社会福祉法人小諸学舎	ひまわり園	小諸市諸682番地4	平成30年4月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
株式会社アプリコ	こどもプラス島立	松本市島立647番地2	平成30年4月1日	児童発達支援
株式会社アプリコ	こどもプラス松本	松本市双葉7号23番	平成30年4月1日	児童発達支援
合同会社EAST MOUNTAIN STREAM	イツモネ	長野市三輪2丁目5-22	平成30年4月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
株式会社アカデミー	児童発達支援事業所 ハンナ	北佐久郡御代田町大字塩野3180番地558	平成30年4月1日	児童発達支援
スノーリンク株式会社	こどもプラス伊那第2	伊那市上の原8435-4	平成30年4月1日	児童発達支援
社会福祉法人松美会	After School虹	飯田市時又329番地	平成30年4月1日	放課後等デイサービス
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	放課後等デイサービス GO!	上田市常磐城5-3-35	平成30年4月1日	放課後等デイサービス
合同会社アルカソニア	アルカソニア	長野市松岡2丁目2-41	平成30年4月1日	放課後等デイサービス
社会福祉法人信濃医療福祉センター	信濃医療福祉センター	諏訪郡下諏訪町社字花田6525-1	平成30年4月1日	保育所等訪問支援

障がい者支援課

長野県告示第294号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年4月2日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害児通所支援の種類
企業組合労協ながの	SUNBA 松本	松本市両島1-10	平成30年1月31日	放課後等デイサービス
小諸市	ひまわり園	小諸市大字諸682-4	平成30年3月31日	児童発達支援
スポーツメディア株式会社	アクネス佐久平	佐久市三河田482番1	平成30年3月31日	放課後等デイサービス

障がい者支援課

長野県告示第295号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成30年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成30年4月2日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
上小家畜畜産物衛生指導協会	上田市材木町一丁目2番6号	上田市材木町一丁目2番6号 上小家畜畜産物衛生指導協会

会計課

長野県公安委員会告示第5号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第2項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師を次のとおり指定しました。

平成30年4月2日

長野県公安委員会委員長 日置 勇二

1 指定を受けた医師の氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する病院等		診断の対象者
	名称	所在地	
坂江芳朗	医療法人さかえ会さかえクリニック	中野市小田中213番地1	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者

2 指定年月日

平成30年4月1日

3 指定期間

2の指定年月日から平成30年10月8日まで

生活安全企画課